

新型コロナウイルス感染症に係る退所後ケア等対象患者移送用車両賃貸借仕様書

1 目的

新型コロナ感染症の軽症又は無症状者（以下「軽症者等」という。）を県が指定する医療機関、宿泊療養施設と自宅等の間を移送するための車両（以下「本車両」という。）を、賃貸借により円滑に準備することを目的とする。

2 賃貸借物件の数量

数量	期間
15台	令和4年 4月 1日から令和4年 5月31日
6台	令和4年 6月 1日から令和5年 3月31日

なお、前日までに指定する場所に車両を納品すること。

3 本車両の使用用途

本車両の使用用途は、軽症又は無症状者等の移送とする。

4 本車両の架装及び使用に係る遵守事項

- (1) 車種は小型乗用車（8人乗りワゴン）とし、3列以上のシートであること。
- (2) 車両に運転者が3に記載する使用用途を安全に履行できるよう、予め運転席側と後部座席側を物理的に隔絶する装置を隙間なく設置するとともに、必要な場合、付随する機能等を架装すること。
- (3) (2)の架装について県から指示があった場合は、最大限尊重して対応すること。
- (4) 対人・対物補償無制限、車両補償時価及び人身傷害補償5,000万円の補償を受けられることとする車両の任意保険等に加入すること。
- (5) 本車両のエアコンを利用する場合は、「外気導入」に設定して運転席の窓と助手席側後部座席の窓を開けて常に換気しながら利用すること。
- (6) 県は、本架装がウイルスの流出入を完全に防止するものではないことをあらかじめ了解し、その他必要な措置を講じることとする。

5 費用負担

- (1) 協議の上、費用を増額又は減額することができるものとする。
- (2) その他、特に記載のない限り、本仕様書の履行に要する一切の経費は、受託者の負担とする。

6 支払方法

代金の請求は月ごとに行い、県は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、代金を支払う。

7 その他

- (1) 本業務を通じて知り得た情報は、第三者に漏えいしてはならない。このことは、本依頼による業務の解除又は期間満了後においても同様とする。
- (2) 天災その他不可抗力又は双方の責に帰さない事由により、本依頼の履行ができなくなったときは、履行の義務と代金支払の義務をそれぞれ免れるものとする。
- (3) 県は、借り受けた本車両について納入後に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。
- (4) 貸し出した本車両における瑕疵が故意又は重大な過失に基づく場合は、(3)と同様とする。
- (5) 県は、本依頼の終了により本車両を返却する際は消毒作業を実施するとともに、返却の1時間前からは換気のみを行い、外気導入及びエアコン機能は使用しない。
- (6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。